

研修会・講習会受講者等の遵守事項

この遵守事項は、新型コロナウイルス感染拡大防止のために、東京都歯科衛生士会(以下「東衛会」という。)の研修会・講習会(以下「研修会」という。)の受講者等が遵守すべき事項を定めたものです。

受講者等は、この遵守事項をよく読み、承諾事項を了承した上で研修会への申し込みを行ってください。

1 承諾事項

○研修の参加における感染リスクについて

東衛会が感染防止対策を適切に実施し、受講者等が下記の遵守事項を遵守したとしても、感染を完全に予防できるものではないことを理解した上で研修会に参加すること。

○個人情報について

収集した個人情報は、①研修会の実施に必要な範囲で利用されること、②新型コロナウイルス感染拡大防止するために、必要に応じて保健所等行政機関へ提出される場合があることに同意すること。

○遵守事項その他の措置・指示について

下記の遵守事項を守り、東衛会により措置及び指示に従うこと。

※参加者等の安全性を担保するため、遵守事項や東衛会による措置または指示に従わない受講者等に対して、東衛会は退席や不参加を求めることがあり、その場合は指示に従うこと。

2 遵守事項

○受講者等が遵守する事項

受講前日に、次の3項目のうち、いずれか一つでも該当する場合は受講を取りやめること。また、当日の受付時に「受講者等の健康状態チェックリスト」により健康状態をチェックし、体調次第によっては参加を取りやめること。

・体調がよくない場合(例：発熱・咳等の風邪症状等がある場合)

・居家族や身近な人に感染が疑われる人がいる場合

・過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触がある場合

受付時や会場内では、原則としてマスクを着用するほか、咳エチケット、手洗い、手指消毒、感染防止策を徹底すること。

※アルコール過敏症の人など、消毒液を利用することが好ましくない人については、石鹸を用いた手洗いを入念に行うこと。

受付時、受講証・会員証(会員のみ)等は手渡しせず、スタッフに提示すること。

- 研修会の受講前後や休憩中も、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離を最低1m(できるだけ2m以上)確保(介助者や誘導者が必要な場合は除く。)し、三つの密を避けること。
- 研修中の会話・対話は行わないこと。
- 会話する場合は、対面を避け、マスクを着用すること。
- 研修受講に必要な筆記用具等については、原則として、受講者等が準備するものとし、やむを得ない場合を除き受講者等同士での共有を避けること。
- 指定された席で受講すること。
- 私的な事由で生じたゴミは持ち帰ること。
- 研修終了後14日以内に、新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、東衛会に速やかに連絡すること。
- 会場内における飲食は、原則として、禁止する。ただし、熱中症対策等のために水分補給は可能とするが、その場合には、対面では行わないようにすること。
- 感染防止のために東衛会が決めたそのほかの措置を遵守し、指示に従うこと。